

厚生常任委員会

平成21年5月14日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	飯高 昭二
中西議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	福 祉 課 参 事	清水 修一
同 課 長 補 佐	中原 潤	国 保 医 療 課 長	植村 俊彦
国 保 医 療 課 参 事	寺田 良信	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
健 康 対 策 課 長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後1時30分）

署名委員 辻委員、吉野委員

委員長

みなさん、こんにちは。

本日の委員会につきましては、4月に町職員の人事異動がありましたので、委員会に入ります前に異動のありました職員さんのご紹介をしていただきたいと思います。

西本住民生活部長。

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦労さまでした。

（ 職員退室 ）

委員長

それでは、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

小林委員が若干遅れるという連絡いただいておりますことを、委員皆様にお知らせしておきたいと思います。そして今日用事ができまして、小城町長並びに議長も委員会を遅れて出席していただく状況となっておりますので、まず開会にあたりまして副町長の挨拶をお受けいたします。

芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

署名委員には、辻委員、吉野委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおり

でございます。

初めに1. 継続審査案件でございますが(1) 総合保健福祉会館の運営に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、総合保健福祉会館の運営に関することにつきまして、前回の委員会後の報告をさせていただきます。

初めに、3月の生き生きプラザ斑鳩の利用状況を報告させていただきます。3月の生き生きプラザ斑鳩の来館者は、3,673人となっております。個々の利用状況を申しますと、会議室1から4は944人、大会議室253人、視聴覚室86人、歩行浴室では163人、介助浴室3人、子育てルームでは824人、保健センター503人、足湯1,063人となっております。会議室の部屋別の3月の利用率を見てみますと、会議室1から4が72%、大会議室が42%、視聴覚室が35%となっております。また、歩行浴室のご利用者の多くの方のご希望があり、歩行浴室にシャワーを2か所取り付けをおこなったところであり、皆様に喜んでいただいているところであります。

つづきまして、4月の生き生きプラザ斑鳩の来館者は、3,512人となっております。個々の利用状況を申しますと、会議室1から4は652人、大会議室261人、視聴覚室90人、歩行浴室では186人、介助浴室1人、子育てルームでは629人、保健センター688人、足湯1,005人となっております。会議室の部屋別の4月の利用率を見てみますと、会議室1から4が43%、大会議室が32%、視聴覚室が28%となっております。また、平日、生き生きプラザ斑鳩をご利用いただきにくい方も来館いただけるように、4月から第4土曜日に開館イベントを実施いたしまして、つどいの広場や、足湯もご利用いただけるようにしております。4月25日の第4土曜日は、あいにくの雨でありましたが、パパママスクール、子育て支援講座のイベントを実施したところ、133人の来館者がありました。

今後も、より多くの方にご利用いただけるよう引き続き、啓発も行い、

毎月第4土曜日に催しを実施してまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、総合保健福祉会館の運営に関することにつきまして説明を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、なにか質疑、ご意見などがあればお受けいたします。いかがでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 今回、厚生常任委員会初めてですので、よろしく願いいたします。毎回この委員会においては総合福祉会館の利用総数、個々においての貸館状況を報告していただいているんですけども、まだ今年の9月で1年ということで、まだ日が浅いんですけども、これから定例会ごとにおいて報告がされていきます。その数値の推移というのがまあ個々に報告をされているんですけども、できればですね、委員会でいつから日にちを区切ってですね、報告を用紙に提示していただきたいなと思います。まあちょっと要望なんですけども。推移によってこれからの利用状況というのが時々によってはいろいろ変動もあり、今後の総合福祉会館に対しての充実を図っていくためにもその推移は必要になってくるんじゃないかなということで、できればですね、今報告をしていただきましたことに関しまして用紙に記入していただいて、それを報告していただきたいなと思いますけどもいかがでしょうか。

住民生活 各利用状況等の推移につきまして、今後資料で提出させていただくということで、そのようにさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 委員会、委員会の間に利用状況を今まで報告していただきましたけども、聞くだけではなくて目で見たほうがよくわかるという委員さんからのご提案ですので。そしたら今までの報告していただいているペースはそのペースで結構かと思いますが、資料として提出していただくということでお願いをしておきたいと思います。他にございますか。

飯高委員。

飯高委員 それとですね、9月で1年ということになります。これまでに、先ほど副町長が報告されてましたように、そめ間、住民の声をお聞きしながら、変えられた、見直しされたという面がございます。これからやはり先ほど申し上げましたように充実していくためには住民の声がどうしても必要になってくるし、またご要望もあるということから、1年経った後においてですね、ちょっとアンケートなりそういったご要望が収集できるようなそういったアンケートが必要になってくるんじゃないかなと、自分自身思っているんですけども、どうでしょうか。

住民生活部長 今現在もご意見箱というものを備え付けさせていただいています。その中で賜った意見、総合窓口のほうにもご意見言われる方がおられます。そういったご意見もお聞きする中で、例えば歩行浴室のシャワーを取り付けたこともその後ご意見を賜った中でしたことでございますし、足湯の囲いとかもそうでございますし、また駐車場の徐行のマークとか、ある程度近隣の方からもいただいたご意見もその都度できるものは反映させていただいているというところでございます。今アンケートとるよりもご意見箱の中で聞かせていただいておりますので、今のところちょっとアンケートはしないと思います。今のところする予定はないと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

飯高委員 ご意見はそういう形でいただいているということなんですけども、やはり広く多くの1人でも多くの方にやはり意見を徴収するという意味において、アンケートが必要かなと。1年か2年後においてそういうことを考えていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ただ今理事者側の方の考え方、また委員の方の要望という形ででしたが、この生き生きプラザには運営協議会もございますので、それらの協議会にも議会からもこういうふうな意見をいただいたんですけども、

今後のより良い運営を目指すのにどうでしょうということで、どんなやり方で皆さんの声を聞くことができるかなども含めましてね、今後の会議の中でもそういったものを取り入れていっていただけたらいいかなというふうに思いますので、またよろしく願いしておきます。

他に委員さんの方で。 西谷委員。

西谷委員 部屋別の利用で介助浴室、3月は3人と聞いたと思うんですけど、4月はないのかどうか。通常3人、介助浴室使われるっていうのは本人さんとそれを介助する人ということで考えたら、この3人っていうのは要は3月1回しか使っていないん違うかなというふうに思うんで、そのへんのところ確認と、調理室について、どの程度の人数使われているっていうのがなかったんで、調理室は利用としてはどれぐらいの人数使われているのか、利用のパーセントをちょっと教えていただけますか。

健康対策課長 3月の介助浴室でございますが、3人というのはご本人さんということなんで3回使っていただいているということでございます。4月につきましても1人が1回使っていただいているということでよろしいと思います。それと調理実習室につきましては、だいたい月平均10日程度利用をしております。

委員長 他になにか委員さんの方でございますか。 吉野委員。

吉野委員 去年も言わしていただいておりますけども、住民さんからここを見て私に「なんとだだっ広いんだ」と、こういう話がありまして、実はこのエントランスの広さっていうのは大災害時に大変有優秀な避難場所になる、こういう説明をさせていただきました。こないだ中国の四川省の地震では、なんと斑鳩町の人口の3倍ぐらいの人が亡くなったりしているわけです。あんな大きな地震は斑鳩町にはたぶんこないだろうとは思いますがけれども、いつ地震がくるかわからないわけで、大災害がくるかわからないわけで、ひとつ、それぞれの使い方でもって、あの形にしたん

でしょうけど、大災害時の避難場所としての取り組みについては今のところはどんなふうになってますでしょうか。

総務部長 災害時につきましては、議会のほうで一般質問の方で答弁させていただいておりますけども、生き生きプラザ斑鳩につきましては避難場所に指定をいたしております。そういうことから貯蔵物資につきましても生き生きプラザで可能な限り保存しようということで、保管しようということで、その取り組みを行っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。それからああいう施設ですんで大災害時には重要な災害の拠点施設になってこようと十分認識しておりますので、いずれにおきましてもそのような対応で行ってまいりたいと考えております。

吉野委員 それからこれは前から言っていることなんですけれども、生き生きプラザがどこにあるかわからないって方結構まだたくさんおまして、これを知らせるためにまず私も去年も言いましたようにエントランスコンサートっていう、昼のコンサートとかっていう30分から40分ぐらいのミニコンサートを開いてもらいたいと、こういう風に提案させてもらっておりますけども。何回か私そのような催し物が行われた時に行きましたところ、結構喜んでお客さんが集まって3、40人ぐらいでしたけども、いい雰囲気でも会場を使わせてもらっているようですので、今後もっと恒常的にああいうものを月に何回かできるような、こういうシステムをつくっていただいたらいいんじゃないかなと思います。大音響というようなものは困りますけれども、クラシックのギターとかマンドリンとかバイオリンとかそういうふうなフルートとか、そういうふうな方々を、斑鳩町民を主体にしてミニコンサートなんか開いていただいたらいいんじゃないかなと思いますが、その点はいかがでしょう。

健康対策課長 3月に地域で演奏会などのボランティア活動などもされてる団体の方が展示コーナーと機能回復訓練のスペース等を使っていただきまして、していただいたてことがございます。ただまあ展示コーナーにつきまし

ては、吹き抜けがあるということから音が分散するというので、聞きづらい部分もあったようでございます。また、5月の第4土曜日、5月23日には生き生きプラザの展示コーナーと機能回復訓練室を有効利用いただきまして音楽等の催しをしていただく予定をしております。そこで、音等もまた確認もさせていただきまして、何ができるかということで検討をさせていただきたいと思っております。ただ、総合保健福祉会館につきましては会議室等を貸し出ししておりますので、音漏れ防止につきましては団体と協議していかなくてはならないと考えております。来館いただいた皆様に親しまれ、出会う人が笑って和む場として、この生き生きプラザ斑鳩をご利用いただきたくと考えておりますので、今後の事業を検討する中でただいまいただきましたご意見を参考にさせていただきまして、館の運営をしてきたと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

他に委員皆さんの方でなにか質疑、ご意見などございますか。
よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。
次に、2. 6月定例会の付議予定議案について、予め説明を受けることといたします。

(1) 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療
課長

6月定例会の付議予定議案についてでございます。斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げたいと思っております。資料の1をご覧くださいと思います。今回の改正は地方税法の

改正に伴うものでありますが、その主な内容につきまして、資料1の最後のページの要旨に沿いましてご説明申し上げたいと思います。

今回の改正でございますが、まず主な内容は次の要旨に書かせていただいている4点でございます。まず1点目では、国民健康保険税の所得割額の算定及び減額の判定の際の所得額に、上場株式等の配当等に係る配当所得の金額を加えるということでございます。

2点目といたしましては、上場株式等に係る譲渡損失があった場合、国民健康保険税の所得割額の算定及び減額の判定の際、上場株式等の配当等に係る配当所得の金額から、その損失した額を控除することでございます。この2点につきましては、条例の付則として新たに追加するものでありまして、平成22年1月1日に施行するものでございます。

次に3点目でございますが、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除を加えるものでございます。平成22年4月1日に施行でございます。具体的には、平成21年1月1日から平成22年12月31日までに取得いたしました土地等を5年以上所持したあと譲渡した場合にその譲渡所得から最大1,000万円の控除が受けられる、というものでございます。

最後に4点目としましては、先物取引に係ります雑所得等に譲渡所得を加えるものでございます。平成23年1月1日に施行するものであります。今回の改正につきましては、いずれも国民健康保険税の算定などの基礎となる所得の把握に係る改正でございます。すべて地方税法の規定に沿ったものであります。以上、簡単ではございますが、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長

ただいま説明をしていただきましたので、何かそれにつきまして、お尋ねになりたいことがございましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。

(な し)

委員長

委員皆さんの方で特にございませんでしょうか。そうしましたら、私の方から1点だけ確認させていただきたいと思います。

先の臨時議会の時におきましてもこの所得割の計算方式のことについて、私自身少し疑問をさせていただいてふれさせていただいた部分もあるんですけども、斑鳩町の所得割の算定方式、斑鳩町というのか全体的にはほとんど小さな市町村では旧但し書き方式でやっているところが多いんですけども。これは総所得金額から住民税の基礎控除額のみを控除した金額っていう形になっているわけなんですけど、この中でですね、今、6月議会にかかってくるもので言いますとですね、この損失がでたとか、所得を得たとかいうのを、これどう言ったらいいんですか、申告をされたらそれで総所得の計算をされて、という形になるのか。それともこの2番目のところが私もよくわからないんですけども、そして3番目もそうなんですけど、特別控除を加えることっていう形になりますとね、これまで基礎控除しか控除していないものの方式としてはどうなんだろうかなど。非常にちょっと矛盾を感じるんですけども、これらを、まあ今年はないですけどね、これ見てましたら。今年度の賦課には影響ないですけど、来年度からなんですけど。これって実務的にはどんなふうに事務方としてはされるのかというのがね、イメージがちょっと私わからないものですから、もう少しちょっとどんな風になるのかなっていうのを教えていただけたらありがたいなと思うんですけど。 植村国保医療課長。

国保医療
課長

国民健康保険税条例の中では、所得割をかける基礎となる所得を総所得、さらに山林所得の合計額というふうに規定しておりますが、付則におきまして例えば上場株式等による譲渡所得でありますとか長期譲渡所得等がありました場合には、その総所得、山林所得に加えてそれらも所得として計算するというふうに決めております。従いまして今回の改定で言いますと1番、新たに株式の配当に伴う、配当所得があった場合にはこれはもう所得として加わるということですので、基本的には控除とは関係なく所得金額として把握していこうというものでございます。そ

れに伴いまして、その所得からあらかじめ基礎控除とは別個に所得として算定するためにあらかじめ控除しておくものという規定がございまして、この今回の改定で言う2番の譲渡損失があった場合には、配当所得からあらかじめこの譲渡損失を引いたもの、引いた金額を所得とするという考えでございまして。3番目の長期譲渡所得の特別控除につきましても、こういう、さきほど説明申し上げましたような控除があった場合には所得からあらかじめこれを控除したものを所得とするという規定になっております。4番につきましましてはこれは譲渡所得をいうことです。従いまして委員長がおっしゃいましたように、旧但し書き方式では所得金額からひとまず33万円を引くと、引いて税率をかけるとなっておりますが、その所得金額にすべて含まれるということで、控除する金額33万円ということには変わりはないということでご理解いただきたいと思っております。

委員長 少しいメージがつかめました。
他に委員さんの方でなないかお尋ねになりたいことはございませんでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 4番目の先物取引ということなんですけども。この先物取引の内容なんですけれども、限度というか範囲はあるんですか。

国保医療課長 今回加えさせていただいた譲渡所得なんですけども、租税特別措置法に規定しておりますもので、これまでも先物取引にかかる雑所得があったんですが、平成22年1月1日以後に行います上場株式による事業所得、譲渡所得、雑所得も新たに加えるというのが今回の内容でございまして。

委員長 他に委員さんの方で何かお尋ねになりたいことはございせんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上6月定例会の付議予定議案につきましては、
予め説明を受けたということで終わらせていただきます。

 続きますして、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

 (1) 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について、報
告を求めます。 西本住民生活部長。

住民生活 それでは各課報告事項の、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第
部長 1号)につきましてご説明申し上げます。内容のご説明を申し上げます
前に、この補正予算の内容と、6月議会にこの平成21年度斑鳩町一般会
計補正予算(第1号)を上程する予定でございますけれども、その上程
した時の補正予算の内容が変わる予定でありますことから、そのこと
につきまして、あらかじめ先にご説明をさせていただきたいと思
います。

 内容につきましては、去る5月1日に、国の人事院が国家公務員の期
末・勤勉手当等に関して勧告を行い、そして、5月8日には、国が人事院
勧告どおり実施する旨、閣議決定をされました。その内容でござい
ますけれども、一般職国家公務員の平成21年6月期の期末・勤勉手当の支給
月数を、期末手当マイナス0.15月、勤勉手当マイナス0.05月合
わせてマイナス0.2月に、また特別職の国家公務員におきましても、期
末手当の支給月数を、マイナス0.15月に、それぞれ暫定的に引き下
げる内容であります。この国の給与法の改正が今月中に行なわれる見込
みであることから、当町も人事院勧告を尊重し、国の法律の改正に準拠す
るためは、町議会議員の報酬等の条例、町特別職の職員及び一般職の職
員の給与条例等の一部改正を行う必要があり、国の給与の改正が行われ
ましたら5月中に専決処分させていただく予定であります。

 また、人件費に係ります減額の補正予算については、当初予算からの
減額となり、期末手当等を支給する予算は確保をされおりますことから、
専決処分は行わず、6月議会において、一般会計及び各特別会計(国保特
会・公共下水道特会・介護保険特会・企業会計)の補正予算を議案とし
て上程をさせていただく予定にしております。そのため、6月議会定例会

には、この平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）の内容が、本日これからご説明いたします内容に、人件費の補正も加えた内容となる予定から、あらかじめ議員皆様方にはご理解を賜りたいと思ひましてご説明をさせていただきました。

また、各課報告事項の2番目、平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、同じように、本日、ご報告を後ほどさせていただきます内容に、人件費の補正を加えた内容で、6月議会定例会の上程となる予定であることもご理解いただきますようお願い申し上げます。さらに、この厚生常任委員会に関係いたします介護保険事業特別会計におきましても、当初予算に職員の人件費を計上いたしておりますことから、6月議会ですべてに補正予算を上程することとなる予定でございます。そのことにつきましてもあらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

それでは、本日提出いたしております平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、厚生常任委員会が所管します予算補正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。資料2のをご覧いただきたいと存じます。まず、歳入でございます。1番上の歳入総括表（案）でございますが、所管いたします部分としましては、第17款寄付金で、福祉費基金としまして、3万7千円の受け入れの補正を行っております。歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出でございますけれども、第3款民生費で、社会福祉総務費、福祉基金への積立てとしまして、6千円の追加補正をお願いするものであります。なお、歳入の3万7千円と歳出の6千円との差額3万1千円については、民生費の児童福祉費に充当いたしております。

この資料につきましては、一般会計補正予算全体の補正の内容を記載しておりますけれども、厚生常任委員会で所管する内容につきましては今の2点でございます。以上で、説明を終わります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

委員長

補正予算につきまして、ここに載っておりません人事院勧告のことも

ございましたので、部長からの説明ということで報告を受けましたけれども、この報告に対しまして委員皆さんの方で、何かお聞きしたいことがあれば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に（２）平成２１年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、理事者の報告を求めます。
植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは、平成２１年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。この補正の説明をいたします前に、委員の皆さまにご了解いただきたいことがございます。といいますのは、平成２０年度の本特別会計におきまして、歳入が医療に要した費用である歳出に対しまして不足が生じる見込でありますため、地方自治法施行令第１６６条の２の規定によりまして、平成２１年度予算から繰上充用する必要があるものと考えております。金額の確定はこれからとなりますが、この予算の補正につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定によりまして、５月中に専決処分をさせていただきたいと考えているところでございます。この専決処分を予定している補正予算を第１号とする予定としておりますことから、今回の補正予算の号数が第２号となっておりますこと、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。さらに、老人保健特別会計におきましても、平成２０年度会計におきまして国庫負担金に歳入不足が見込まれますことから、同様に繰上充用する必要があるものと考えておりまして、この予算の補正につきましても、地方自治法第１７９条第１項の規定によりまして、５月中に専決処分をさせていただきたいと考えているところでございます。あらかじめ報告いたしますとともに、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の補正の主な内容についてご説明いたしたいと思えます。今回は前期高齢者納付金の概算額が確定いたしましたところ、当初予算におきまして、不足が生じることとなりましたことから補正をお願いするものでございます。具体的にご説明いたしますが、資料3をご覧ください。下段の歳出をご説明いたします。第4款前期高齢者納付金等でございます。前期高齢者納付金の概算額の確定によります補正でございます。概算額が922,996円と確定いたしました。当初予算、こちら補正前の額は、408,000円となっておりますが、これは前期高齢者関係事務費拠出金を含んだ金額でございます。前期高齢者納付金だけありますと、当初予算は364,000円でございます。922,996円との差額559,000円の増額をお願いしたいと考えているものでございます。続きまして第11款予備費でございますが、この前期高齢者納付金の増額補正の財源として予備費を充てるものであり、559,000円を減額するものでございます。

歳入につきましては増減はございません。以上で平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあれば、お受けいたしますが、いかがでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして(3)平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは、平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

今回の補正の主な内容でございますが、後期高齢者医療制度の保険料

について過払いが発生いたしまして、平成20年度で還付することを決定したものの、還付できなかった分につきまして、平成21年度予算から償還するため、補正をお願いするものでございます。それでは具体的にご説明申し上げます。資料の4をご覧くださいと思います。

まず、歳出からご説明申し上げます。第3款諸支出金でございます。保険料還付金及び還付加算金ということで、保険料の還付金としまして445,000円の増額をお願いするものでございます。

後期高齢者医療の保険料の過払いが発生する原因の多くは、被保険者が亡くなられた場合と転出された場合でございます。このたび保険料が還付し切れなかった主な理由でございますが、被保険者が亡くなられたのち、通常は遺族より相続人の代表者を指定していただいた上で、その方に保険料を還付する手続きをとっておりますが、その相続人代表者を指定していただくまでに、年度が変更となってしまって、年度が変わってしまったというものでございます。また、年金から天引きとしております特別徴収におきましては、未支給年金を受けている場合は遺族に、未支給年金を受けていない場合は社会保険庁へ返納するということになっておりまして、そのいずれになるかを社会保険庁から連絡を待っている間に年度が変更となってしまったものということでございます。

同様の償還金につきましては国民健康保険税などにも毎年あるものなのですが、後期高齢者医療の保険料につきましては、今年度が初めての年度ということでありましたため、当初予算では算定し切れなかったという事情がございました。なにとぞご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に上段の歳入でございますが、第6款諸収入でございます。保険料の還付金として445,000円の増額をお願いするものであります。これは町が集めました後期高齢者医療の保険料は、奈良県の広域連合に引き渡しているため、その歳出の償還金について、広域連合から収入する必要がありますもので増額をお願いするものでございます。

以上で平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします

す。

委員長

報告が終わりましたので、何かおたずねになりたいことがあれば、お受けいたしますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

委員皆さんの方で特にないようですので、以上で3点目については終わらせていただきます。

続きまして、(4)平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)につきまして理事者の報告を求めます。

清水福祉課参事。

福祉課参事

それでは、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明させていただきます。資料5をご覧くださいと思います。住民生活部に係ります報告につきましては、表の上から、第3款民生費と次の第4款衛生費がございますが、まず、福祉課にかかります報告を私の方から行いまして、次に環境対策課の方から説明させていただきます。

まず、第3款民生費、第2項児童福祉費、子育て応援特別手当支給事業におきまして、国の「生活対策」の一環として、手当支給基準日を平成21年2月1日とし、町の支給申請期限を平成21年10月1日と定めましたことから、平成20年度と21年度の2ヵ年事業となり、21年度会計に繰越明許を行いましたので、ご報告いたします。翌年度への繰越額でございますが、1,526万2,114円を繰越させていただいたものでございます。以上でございます。

環境対策課長

続きまして、環境対策課所管にかかります繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。まず第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6目火葬場費の火葬場周辺対策事業でございます。東里自治会から火葬場設置にかかります平成20年度要望事項としての、毛無池の受益地農地の

用水不足を解消するための天満池からのポンプアップにつきまして、平成20年度及び平成21年度の2ヶ年の地元施工として、町の土地改良事業補助金交付規程を適用し、事業の実施を計画されておりましたが、実施に向けての詳細調査の結果、新たな設備を設置する必要が生じたことから、設計変更等手続きに時間を要したため、地元負担補償金の1,050万円を繰越させていただいたものでございます。

次に、第2項清掃費、第2目塵芥処理費、衛生処理場周辺対策事業でございます。幸前自治会の衛生処理場継続に関します平成20年度要望でございます。秋葉川から国道25号線までの農道整備工事につきまして、地元関係者の調整に時間を要していることから、地元負担補償金の400万円を繰越させていただいたものでございます。

最後に、同じく第2項清掃費、第3目し尿処理費、鳩水園施設改良事業でございます。鳩水園の放流水の水質改善工事を平成20年度当初は、平成20年度と21年度の2ヶ年で実施する計画にしておりましたが、この工事費の財源といたしまして、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用することができたことから、平成21年度に実施を予定しておりました3,000万円を平成21年3月定例会におきまして、増額補正させていただき、平成20年度内に工事を完成することが困難なため、その3,000万円を繰越させていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますが、住民生活部にかかります平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）のご報告とさせていただきます。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。いかがでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 今、ご報告いただきました鳩水園の件なんですけども、放流の関係の工事で3,000万円ということで、もう少しちょっと具体的に工事の内容についてお聞きしたいと思います。

環境対策
課長

鳩水園の放流水につきましては、昭和52年の稼働当初から放流水が1日の量最大800トンのし尿処理施設の届出を行ってございましたけども、年々し尿の処理場が減少していく中でこの放水量も減少してまいります。このことからより適正な放水量ということで平成17年の11月30日に1日最大放流水170トンということで届出を改めさせていただいたところであります。このことによりまして、これまで1日最大放水量800トンの場合、窒素含有量が1日あたり51.36kgであったものが、170トンの放水では1日あたり窒素含有量が10.2kg、規定が厳しくなったことでこのまま放水しておりますと、基準値を超えてしまうことから水道水で希釈して放水をしていたところであります。このことから現行施設を改良し、窒素を除去する処理工程を新たに設ける改良工事を平成20年度から実施しているところであります。以上です。

委員長

他に、委員さんの方でなにかございますか。 辻委員。

辻委員

衛生費の中で火葬場周辺対策事業、これ1,050万ですが、土地改良事業1,050万だと説明聞いたとおりでございますけれども、できたらどんな工事か内容だけ。たぶんこれ建設では工事内容を説明されていると思いますけども、できたらどんな感じかなということ。初め私思っていたのは、天満池に直接放流すんのかなって感じで思ってたんですけど。若干変わったように思われました。それと衛生処理場の周辺対策事業で400万、これ繰越されてますけども、たぶん去年も繰越されているんだと思います。これ前回も言わせてもらってますけども、できましたら地元補償される中で、できましたら地元が全体的にまとまってから、いけるということで、毎年繰越されているのかなということ。場所は変わるかなっていうのもありますけども、ちょっと去年もそんなかっことで繰越明許がでてたように思います。それとできましたら、説明が秋葉川、国道25号までということ聞いてますけども、できましたらだいたい概略でいいですから、こういう事業内容についてはそんなきっちり図面もありませんけども、ここでこういう工事しますいうぐらい

のちょっとできたら地図でも、できたらこういう事業でしますということがわかるような地図でもあったらなという感想ですもんけど。今後、添付をお願いしたいな、それは要望させていただきます。先ほどの2点についてはご回答をお願いしたいと思います。

環境対策
課長

まず1点目の、東里自治会のポンプアップの工事の概要であります。まずこの法隆寺地内に存在いたします毛無池は、平成6年に区画整備した東里地区が農地の受益地となっております。この毛無池は、集水面積が2ヘクタールと少なく、溜池の貯水容量も17,360立方メートルとあまり大きくないことから、毎年、池水が不足しないよう池水の調整に大変苦慮されているところであります。このことから、比較的容量に余裕のある天満上池の池水を用水として毛無池の受益地8ヘクタールに利用したいというのが、地元からの要望でございます。低い池から高い農地へ用水を送るため、天満上池にポンプ施設を作りまして、ポンプアップで毛無池付近まで送水管で用水を送るとというのがこの工事の概要でございます。

次に、衛生処理場の繰越、昨年も同じ箇所でも繰越しをさせていただいたものであります。秋葉川から国道25号線まで計画延長48mで、道路の幅員4mの農道整備工事を実施したいということで地元から要望があがっておりますけれども、地元の特に地権者との調整がつかずに繰越しをさせていただきしているというのが現状でございます。以上です。

辻委員

できましたら先ほど言いましたように、地元の調整ついで段階で事業をするという、これも役員さんとなかなか調整が難しい問題もあるかわかりませんが、できましたらこういう補償関係につきましては、地元調整がついた後にやっぱり予算を計上してもらおうということで今後はお願したいと思います。要望だけ。

委員長

ただいま辻委員がおっしゃられてましたように、観光産業課の方でこの幸前地区の分につきましては土地改良事業というような形で進めてい

っていただいている内容なんかというふうに思います。その地元負担分を補償工事として、環境対策課の方で予算をとるという形になっているものであるという風に認識しているんですけども、先ほど言われたように図面とかですね、先ほど言われたように一応こういう計画だということで、観光産業課との兼ね合いもあるかとは思いますが、一定こういう場所ですよというようなこととか、表示できる部分、できる限り委員皆さんにもご理解いただくために今後提出できるようにしていただけたら、より審査をさせていただくのにしやすいのかなというふうに思いますので、委員の要望でございますが、委員会としてもその点についてもお願いしておきたいと思っております。

他にこの点についてなにかございますでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして（５）平成２０年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）、理事者の報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、介護保険事業特別会計の平成２０年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書についてご説明をさせていただきます。

資料６をご覧くださいと思います。これにつきましては平成２１年３月議会で議決をいただきました介護保険事業特別会計補正予算、第１款総務費、第４項趣旨普及費、介護従事者職務改善臨時特例交付金周知事業、１３４万４千円を平成２１年度に繰越しを行ったものでございます。この内容につきましては、介護従事者処遇改善のため平成２１年度より介護報酬が引き上げられており、その報酬引き上げに伴いまして、第１号被保険者の保険料負担も増えることとなりますことから、その負担増分を抑制するため国より交付金が交付されております。その交付金の内容を第１号被保険者に周知するための費用として交付された経費について、その受け入れが平成２０年度末であったため、その年度におい

て予算を執行できないことから、平成21年度に繰越し事業を行うものでございます。

以上簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町繰越名許費繰越計算書の報告（介護保険事業特別会計）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

(な し)

委員長 そしたら委員さんからないようでしたら私の方からお尋ねをしておきたいと思います。この趣旨普及費の繰越明許はもちろん今課長から説明のあったとおり、もっともだというふうには思っておりますが、ただその内容ですね、このお金の使い方については少し気になるところなんです。介護保険に関することと申しますとですね、1号被保険者の方たち、65歳以上の方、40歳以上の特定疾患の方などはもちろんあるんですけども、主には1号被保険者の皆様方に関わる問題として趣旨普及をやっていくということになりますと、これまで制度いろいろ変わってきた中で非常にお年寄りが見て、分かりにくい、制度などが変わった時のね、趣旨がわかりにくかったりするんですけど、この点につきましても、これからこの費用を使ってどのような周知をされようとしているのかというのは当委員会としても気になるところでございますので、このお金の使い方についても少しやはり委員会としてお聞きしておかなければならないかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

佐藤福祉課長。

福祉課長 事業の実施内容についてですけども、まず初め7月に介護保険料の決定通知を送りますけども、その時に送付しますパンフレットを作成する予定となっております。それと料金改定ありましたからガイドブックを

作成いたしますけども、それにつきましてもガイドブックの改訂版ということで、この費用を充当させていただきたいと思っております。それで100%費用を使用すると考えております。以上でございます。

委員長 お金の使い方については今説明していただきました。委員皆さんの方でさらに何かお尋ねになりたいことございますでしょうか。

(な し)

委員長 それでは他にないようですので、以上で終わらせていただきまして、続いて(6)斑鳩町障害者福祉計画・第2期斑鳩町障害福祉計画について、理事者の報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、今回新しく策定させていただきました斑鳩町障害者福祉計画・第2期斑鳩町障害福祉計画についてご説明させていただきます。

お手元に配布させていただいております紫色ですけども、その中の目次に沿いまして説明させていただきますけども、まず初めに概要について少しだけ説明させていただきたいと思っております。斑鳩町におきましては平成17年3月に、平成21年度までの5ヵ年を計画期間として「斑鳩町障害者福祉計画」を策定しております。また平成18年度には、障害者自立支援法に基づき、平成20年度までの3ヶ年計画とした、障害福祉のサービスについて定めました「斑鳩町障害福祉計画」を策定し、障害をもつ人が身近な地域で安心して暮らすために必要なサービス基盤の整備を行ってまいりました。

平成20年度におきまして、この「斑鳩町障害福祉計画」の第1期の期間が完了することから、第2期の策定を行うと同時に、総合的な障害者福祉施策への取り組みを一層進めていくため、計画期間の途中ではありますが「斑鳩町障害者福祉計画」についてもあわせて見直しを行ったものでございます。まず「斑鳩町障害者福祉計画」につきましては、障害者基本法第9条第3項に規定されております「市町村障害者計画」に

相当するもので、斑鳩町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画で、計画期間は、平成21年度から26年度までの6ヵ年としております。また、「第2期斑鳩町障害福祉計画」につきましては、障害者自立支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」に相当するもので、障害福祉のサービスの見込量や方策等を定めた計画であります。計画期間は、平成21年度から23年度までの3ヵ年としております。なお、この計画の策定にあたりましては、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会を、平成20年度に計3回開催いたしまして、関係機関・団体等の専門家であります8人の委員皆さまのご意見をたまわりながら、慎重なご審議をいただいたものでございます。

それでは、お手元に配布しております、斑鳩町障害者福祉計画・第2期斑鳩町障害福祉計画に基づき説明させていただきます。表紙をめくっていただきまして2枚目でございます。目次のほうをよろしく願いいたします。目次に基づきまして説明させていただきます。

第1部では「総論」ということで、これにつきましては計画策定の基本事項といたしまして、計画策定の背景と趣旨、位置づけ、計画期間について記載しております。また、障害者等の現状及び各種サービスの利用状況や実施状況、アンケート調査の結果についても、ここでまとめております。

次に第2部、斑鳩町障害者福祉計画でございます。この斑鳩町障害者福祉計画は、斑鳩町の障害者施策を推進するための基本計画で、まずその第1章で、計画の考え方について、ここで説明させていただいております。ひとつ目の「基本理念」といたしましては、前計画を踏襲したかたちで、引き続き「ふれあいと支えあいの輪を広げ、ともに生きるまち斑鳩」としてしております。二つ目の「現状と今後の課題」につきましては、斑鳩町の現状とアンケート調査結果から、今後の障害者福祉施策の展開にあたっての7つの課題をまとめております。この課題をふまえて、三つ目といたしまして、総合的に各種施策の展開を進めるため、7つの基本目標にもとづく施策の体系につきましては、ここに掲げております。続く第2章におきましては、施策の展開ということで、施策の体系に従

いまして、基本目標の7つの項目に沿って、分野別の具体的な施策・事業を記載しております。

最後になりますが第3部、第2期斑鳩町障害福祉計画でございます。この第2期斑鳩町障害福祉計画につきましては、障害福祉サービスの見込み量や方策等を定めた計画で、まず第1章といたしまして、障害者自立支援法による障害福祉のサービス利用量の実績と見込量の推計、またサービス供給のための施策等について、ここで説明しております。第2章では、入所施設の入所者に関する目標でありますとか、入院中の精神障害者に関する目標、また、一般就労に関する目標について掲げております。そして、最後に、重点施策について、6つの項目を記載しております。本計画の概略につきましては、目次に基づきまして簡単に説明をさせていただきますが、後ほど、お目を通していただきましたらと思います。以上、簡単ではございますが、「斑鳩町障害者福祉計画・第2期斑鳩町障害福祉計画」の策定についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 今日委員皆さんにのお手元に冊子が配られたということであれば、なかなか今すぐ目を通していただいて質疑をするということは難しいかとは思いますが、現時点です、報告があった内容であるとか何かお気づきになった点などございましたら、ただいまの報告に対しまして質疑、意見などお受けいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

飯高委員。

飯高委員 これをまとめられるにあたっての協議会ですか、委員会。平成20年3回ということで、主にどういうふうな意見が出されたかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

住民生活部長 この斑鳩町障害者福祉計画推進協議会を3回開いております。第1回目は8月18日に開かせていただきました。その中でまずこの第1回目の推進協議会の中では現状についてご審議をいただいております。その

中でご意見賜った事由でございますけれども、要介護者認定の言葉の定義づけをしてはどうかというようなこと。それから、第1回目の進捗状況については質問はありませんでしたけれども、アンケート計画の内容についてのご審議がございました。その中では要介護者対象に18歳以上65歳未満でのアンケート実施というようなことがございました。次に2回目でございますが、2回目につきましては2月4日に開催をいたしております。その中でお示しさせていただいたのは、斑鳩町障害者福祉計画及び第2期の障害福祉計画の素案について提案をさせていただきました。そしてその中でご意見、このときはたくさんいただいております、18項目ほどいただいております。1つについては障害者数の人口推移を入れてはどうかというようなこと、それから3つの障害がひとつでございますので、別立てしないようにまとめたかどうかというようなこと。それから移動手段の関係で表示が障害者特性に限る移動なのかというようなことが明記されていない、明文化してはどうかというようなこと、それから療育関係、あと就労斡旋という言葉は不適當であるということで省いてはどうかというようなご提言、また権利擁護についてももう少し入れてはどうかというようなこと、あと7町の自立支援協議会を含めた取り組みについて盛り込んではどうかということ。次に障害福祉計画の中でも種々ご意見いただいております、日中活動デイサービスの説明がわかりにくいのもう少し変えてはどうかということ。主に内容の表示の関係のご指摘をいただいたところでもあります。次に3回目が3月の18日に開催をさせていただきます、この時点ではほぼこの案ができあがってまいっております。その段階ではほぼご意見賜ったものを反映させておまして、3点ほどご指摘をいただいた中で修正を加えて計画にするということでご理解をいただいておりますが、その内容につきましては、障害をもつ児童・生徒と特別な支援を必要とする児童・生徒というのは同一の言葉なので統一してはどうかというようなこと。また諸々の整理の関係で2点ほどご意見をいただいたところがございます。そういった内容で指摘をいただいたということで、それを修正しております。なおこの計画につきましてはコンサルのほうに委託をして作成し

ていただいております。近隣の市町村、全国の市町村のこの計画の作成状況の思いやるなかでの策定ということで、あと斑鳩町の障害者福祉計画推進協議会でご審議を賜ったという経緯で策定させていただきました。

飯高委員 きょう初めて見させていただきましたんで、また帰ってゆっくり内容を目を通しまして、また、どうかよろしく願いいたします。

委員長 他になにか委員さんの方で質疑、ご意見などございますでしょうか。辻委員。

辻委員 先週やったかな、手をつなぐ育成会でちょっと2人の方から。1人は病院で、施設へ入ってて、今度病気になって病院行って、あと家でいる時間で、その間作業所でしてもらう、まあ作業所の関係だと思えますけれども。そのへん全然作業所からも回答でえへんかったし、まあ言いつばなしな感じでせっかく言われてるのに言いつばなしな感じであったと。そしてもう1人の方は就労関係を言われてまして、ここにも就労関係の支援って書いていますけれども、そのへんのやっぱり具体的なやつを言わはった時に、ちょっとなんとか返答したってほしいかなってというのが1つの希望です。それとアンケート調査見ましたら回答率45.6%ということでかなり低いということで、ちょっと回収率が低いのかなっていうその辺の調査、これで半分、これでええのかなっていうひとつ感じるわけです。それと特に一番気になったのは、26ページで介護者がかなり高齢化されてます。半分以上が50歳以上70歳ってというのが、障害者の介助者になられてます。今後これをどういうふうに考えていいのかなってというのが、ちょっと私も、こんなけえらい介護者、これぐらいになんのかなって気もしますけれども。介護者の高齢化ってというのがかなり厳しくなっているのかなってこう実感、思ってますけれども。そのへん、ここには特に書いてないですけども、これらちょっと今後、私もどうしたらいいかわかりませんが、気になって、これはもう回答は結

構ですけども、できたらアンケートと、この間の育成会の総会のやつだけ感想とそのへんの答弁よろしくお願いします。

住民生活
部長

手をつなぐ育成会の総会がございまして、その中で入院されておって斑鳩町に帰ってこられて、その中でその世話をするのに家族の方がお世話をして、そしてお昼でも育成会のほうで、あゆみ家の方で預かっていただけないかどうかという相談の中でのお話でしたので、私ども聞いておりました、お気の毒であります。朝もそれから昼間もその方のお世話をされているということで、そのご父兄の方が昼間でもあゆみの家で預かってもらえないだろうか、作業所で預かっていただけないだろうかというお話でございました。その方につきましては作業ができるような状態ではないということもおっしゃっておられたのですけども。確かに保護者の方に負担がかかっているということで、ところがそういった方を預かっていただく施設というものを、町の福祉課の方に相談があれば、また相談に乗っていきたいと思っておりますが、その時は育成会の方に預かっていただけないかという内容でございましたので、私どもはコメントはさせていただかなかったという経緯がございます。またご相談いただいたらと、このように思っております。

それともう1点、アンケート調査の回答率が低いということでございます。確かに349通配布いたしまして、回収は159通でございますけども、通常他のアンケート調査をいたしましても50から60%の回収率ということであれば、この回収率は低いと思っておりますけども、回答ををされます方、ここに書いている限定された方でございます、今回回収率45.6%につきましてはやむを得ないのかなと、このように思っております。その中でもご意見をうかがっておりますので、このアンケートの調査につきましては今後はもう少し対象者を多くして、そして回収率につきましては日程的な部分もありますけども、少しでも多くのアンケートの回収、お声を拾うということで今後は臨んでいきたいと、このように思っておりますので、今回のアンケート調査につきましてはご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。我々も反省すると

ころであるというふうに認識をいたしております。

委員長

ただいまのアンケートの回収率についても、私もやっぱりやるからには60%を目指して最低それぐらいの線に持ってこれるような努力を、回収待ってるだけではなくで、そういう努力をしてもらわないかんの違うかなということ、この数字を見た時に思ったんですが。それと合わせてですね、調査方法の、先ほど推進協議会でも年齢のことが出てたということなんです、ここにあるように町内に在住する19歳以上の方だということで、アンケートとられたと。私、以前から障害者の問題の中で担当課においてですね、子どもさん通常は学校へ行かれててそして長期休暇に入った時に、特に夏休みは長いですが、その時にずっと家におると、子供が。本当に保護者の方が身動きとれないという状況がある中で、ショートステイであったり、今、介護保険でいうデイサービスのようですね。そういったものなり、なにかやはり受けれるものはないんだろうかと。非常に学校が長期休業になった時の親御さんの負担は大きいのでっていう話をしてて、なかなかあることはあるけれども、なかなか利用しにくいと。だから通常はいらんねんけどそういう時だけいったらそういう時に殺到するもんですからね、なかなかうまくいかれない、キャパが足らんというようなね、そういう状況があって悩んでおられるようなお母さんの話を私は以前から何回となく聞いておりましたので、担当にもそんな話もしてきた経過もあるんです。ですけれども、その問題についてはわりあい切実な問題なのに、調査する年齢が19歳以上になってますし、学校そのものの特別支援とかはのってますけれども、そういったところの長期休業の時の家庭の負担なんかを軽減するような考え方なんかについてはまったく触れられてないのではないかなということがありますね。やっぱり調査対象と、町民のニーズとこの計画とがね、やっぱりもうちょっとそういうところでは一定ズレもあるのかなと。もっと拾ってもらわな困ると。これちらっと見たですけどね、ちらっと見ただけでもそういうことを私自身も感じましたので。やはり今後ここにはないことであっても、そういう斑鳩町の皆さん、障害者の方、

また障害者のご家族のそういうニーズに応じていけるようなものにして
いっていただきたいということ、お願いしときたいというふうに思いま
す。まあこれもとりあえず今は意見として述べさせていただきます。

そしたら他にございますか。 吉野委員。

吉野委員 8、9ページの障害をもつ人の状況で、手帳を持つ人の数は年々増え
て、減ることはない、増えていっている。これから人口が減っていく
だろうけども、障害者さんは逆に増えていく状況の、もしわかれば原因
ってというのはなんだろうかというのと。こないだ辻委員もおっしゃった
ように、こないだ集まりの時に言いました親の、1人の方が、結局親が
死んだあとにこの子らを誰が見るんだと、こういう話が私も本当にその
とおりだろうなど。ここらあたりをもうちょっと安心させるような町行
政でなければいけないと思うんですけども。そのへんなんか、ここは他
の町とは違うと。斑鳩町は人にやさしいまちといつも言ってるわけです
から、このへん二つについて答えられれば答えていただきたいと思いま
す。

住民生活 まず障害者が増えている原因でございますけれども、これにつきまし
部長 ては特にどういう理由かということについては掴んでいない状況であり
ますが、やはり時代の流れの中で障害者の方が増えておられると、
また1つは事故等による障害者もおられると聞いておりますけども、こ
ういう時代の中で事故も多くなって障害も増えてきているのかと思いま
す。また精神障害者の方でございますけども、年齢層につきましてはや
はり20代後半から50代前半までぐらいの方に多く見られると考えて
おります。

委員長 それと合わせまして、親子関係の中で、親御さんが障害者の子どもさ
んをお持ちの場合ですね、自分たちがいなくなったら不安だという思い、
そういう思いに町はどんなふうな対応ができるんだろうかというような
ことをご心配いただいておりますが、非常に難しい問題ではあるというふう

に思いますけれども、これについてはどうでしょうか。 芳村副町長。

副町長

今、障害を持っておられる方をお世話する親が亡くなられたらということに対して、そういう親の心配は非常によくわかります。それについてですね、これからこういった時代の中ではどうするかということはやっぱり国民全体で考えていかなければならない。斑鳩町だけではなく、全体で考えて、いろいろ考えて対応するということが必要であるところのように思います。そういう流れになってくるんじゃないかと、さきほども障害者が増えてくるという中で、そういう流れになってくるんじゃないかと。いろんなことを考えていかないといけない。町としても、どうするかということは、ひとつの検討課題として考えていかなければならないと思います。

委員長

いかがでしょうか。 吉野委員。

吉野委員

そのあつまりのとき県から来られた方が、親が亡くなった場合の後見制度についてもおっしゃっておられて、私はくしくも解決策はそれしかないだろうなと思ったりしているんですけども。斑鳩町の場合に、後見制度に関してはどのような状況であるかお答えいただけるでしょうか。

副町長

後見制度につきましては、あくまでも財産のどうするかということでございまして、権利擁護の関係もございまして、町としてはどうかと。これについては、総務部長に答弁させます。

総務部長

後見制度といたしましては、まあ制度自体はありますけども、これの利用につきましては、高齢者を含めましてあまりご利用は、今現在は無いということでございます。といいますのも、まずはその家庭の家族がおられます。そこの親戚の方もおられますんで、まずその中でまず解決されるという状況になってこようかと思えます。ただ、今後、核家族が

どんどん進んでまいります。そうしてまた、仕事等につきましても、いろいろ移動範囲が広がっておりますので、どんどん核家族が増えてまいりますので、その後見制度についても今後ご利用をされてこようかと思えますけれども、それについては十分いろんな施策の中でも後見制度いれておりますけれども、十分今後力入れていく分野であろうと考えております。

委員長

今の委員の質問にあります後見制度もなかなか難しい問題もあるかと思えます。権利擁護事業もあるんですけれども、今後ですね、これらの制度の利用がやはりしやすい状況で、今のままでいいのかどうか、制度そのものが今のままでいいのかどうか、ニーズに適用しているのかどうか。町が単独で考えれる内容でなかったとしても、県や国の方へいろいろ要望していただいき、それらの制度がやはり住民の皆さんのニーズに合う形のものになるようにしていかなければならないのかなど。これは我々議会としても同じ思いではありますけれども。町につきましてはさらに上へ声を挙げていただけるようにしていただきたいなと思ってます。

他になにか委員皆さんの方でございますでしょうか。

(な し)

委員長

そうしましたら、本日配っていただきましただけでございますので、ただいま委員からいろいろ意見もございましたが、また今後、熟読をいただきまして、またさらになにかございましたらいろいろご意見など今後もお聞きしていきたいと思えますので、以上で6点目については終らせていただきたいと思えます。

続きまして、(7)子育て応援特別手当の申請状況について、報告を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参

それでは、子育て応援特別手当の申請状況について報告させていただきます。

事

きます。子育て応援特別手当の対象となる子どもについては、平成21年2月1日を基準として、町の住民基本台帳に記録されている方及び外国人登録原票に登録されている方で、小学校就学前3年間に該当する子ども。具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までであって、第2子以降の子どもが対象となります。支給額については、対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給いたします。当町での対象者は342世帯で、359人の子どもが対象となっております。昨日5月13日現在での申請状況でございますが、318世帯、335人の子どもが申請されており、申請率は、93パーセントとなっております。尚、未申請者に対しては、6月末頃に定額給付金未申請者と併せて、再度案内書を送付する予定でございます。以上子育て応援特別手当の申請状況の報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、おうかがいいたしますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、次に(8)学童保育室の整備について、報告を求めます。西本住民生活部長。

住民生活
部長

学童保育室の整備のご報告の前に、昨年12月9日のこの厚生常任委員会で、この整備計画につきましてご説明申し上げましたけども、その後、その内容が変更となっており、私のほうからご説明をさせていただきたいと存じます。昨年12月のこの委員会で、斑鳩東学童保育室の整備につきましては、同じ場所で、2階建てのプレハブを建て替える計画であるというふうにご報告させていただきました。しかし、その後、さらに、教育委員会や東小学校と検討・協議を行いますなかで、東小学校内で現行の学童保育室に近い場所で、建設用地が確保できたことから、平屋建て

の増設が可能となりました。平屋建てとすることで、子どもたちの階段等の昇り降りもなくなり、また安全性がはかれると考え、さらには、財政的にも平屋建ての方が2階建てより安価となることから、平屋建ての増設に変更をさせていただき、新年度予算に計上をしたところでございます。本来ならば、この変更につきましては2月20日の厚生常任委員会で、そのことをご報告申し上げ、事前にご理解を賜っておかなければならなかったのですが、ご報告が漏れてしまい、増設に変わったという報告が今になり遅れましたことにつきまして、まず私の方からお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。何とぞ、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、このあと担当課長から、斑鳩学童保育室、及び東学童保育室の整備の進捗等につきまして、ご報告をさせていただきますので、よろしくご理解を賜りお願い申し上げます。

福祉課参
事

それでは、学童保育室の整備についてご報告させていただきます。斑鳩・斑鳩東学童保育室の整備については、4月17日付けで放課後児童クラブ施設整備事業補助金の内示をうけたことから、設計業務委託を4月30日に指名競争入札を執行いたしまして、株式会社西谷設計と契約をいたしました。設計業務委託期間は、5月1日から5月29日までで、設計図ができ上がった後、入札を6月末頃に予定しており、建築工事に着手していきたいと考えております。工事期間は主に夏休み期間を予定しており、7月から8月の2ヶ月間でございます。建築場所につきましては、資料(7)をつけておりますのでご覧いただきたいと思います。

まず、1枚目でございますが斑鳩学童保育室については、現学童保育室の南側に隣接しての建築予定でございます。建物の規模は、軽量鉄骨造平屋建てで、延面積135.7平方メートル、70人規模でございます。

そして2枚目でございますが、東学童保育室につきましては、先ほど部長の説明にもございましたが、2階建ての建替えから、斑鳩学童室と同じように、平屋建てを増設し、現学童保育室と併用して使用することになります。建物の位置は、南側に給食棟がございます。その前、今

畑、今小学校畑作っているところがございしますが、そこに建築する予定でございします。建物の規模は、軽量鉄骨造平屋建てで、延面積は108.4平方メートル、50人規模でございします。以上、学童保育室の整備についての報告とさせていただきます。

委員長 　ただ今報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたしますがいかがでしょうか。　辻委員。

辻委員 　この図面の縮尺ちやうさかいに違うのかな。東学童と斑鳩学童。なぜこういうことを言うかという、14メートルと7メートルですやろ。これぐらいの大きさになるけど、配置図がちょっと。

福祉課参事 　今、辻委員おっしゃるとおりで、斑鳩学童と東学童の図面の縮尺の違いで、同じ7メートルなのに東が小さいというような図面になっておることをお詫び申し上げます。

辻委員 　この図面とこの図面は縮尺が違うのかなって言って、それと合わせた配置書いてくれてあるのかなということ。普通やったらもっとできよるさかいね。

福祉課参事 　今おっしゃっているのは、これはあくまでも位置図ということで示させていただいて、先ほど申しておりましたように図面では斑鳩学童の図面と斑鳩東の縮尺が違うから、こちらが極端に小さくなっているというご理解をいただきたいと思います。

住民生活部長 　この図面は、縮尺なんですけれど、一応、位置関係を示している図面でございますので、そのへんご理解いただきまして見ていただきたいと思います。

委員長 　他にございしますでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですが、私ちょっと確認させていただいておきたいと思えます。やはり設計変更になったということもございますのでね。使い勝手の問題としてせっかく建てていただくのにちょっと心配だなというのがありまして。斑鳩学童ではこうして完全に教室並べて増設するんですが、東学童ではちょっと若干離れてるんですね。この図、位置図ですけれども、元の教室を離れて建てあってそれを使っていくという形になりますとですね、現場の指導員の方達が子ども達の保育をするにあたっては非常に使い勝手が悪いんじゃないかなという風な心配もしたりするんですけれども。それらについては当初、設計2階建てで改築するんだったらその場所でね、上と下とうまいこと使い分けたらええわと私も単純に思っておったんですけど。こういう形になると現場の先生にご苦労いただくんかなと思うんですが。その辺のところ今後の対応としてはどのようにお考えいただいているか。 清水福祉課参事。

福祉課参事

確かに斑鳩学童と比べまして、斑鳩学童は横に隣接して建っていると、東学童は当初の案と違いまして、平屋建てでちょっと場所が離れたということ。その中で確かに斑鳩学童よりは使い勝手というか場所離れておるから指導員にとってはちょっと不便ていうか、目配りができるかなとは思いますが。ただ、斑鳩小学校の場合は運動場で遊んでおったりしますから、東学童の場合は運動場では遊んでおりません。ここの給食のところと今の建ってるところで遊ばせておるという中で、そない安全面、管理面では不便かなと思っております。ただ、今後指導員といろいろ相談してそういうことの協議をしていって一番やりやすい方法、安全を確保していくということで運営していきたいと考えております。

委員長

子どもさん達遊んでおられる状況を私は見えます、毎日。確かに運動場には出ておりませんが、この図面という給食棟の向こう側ですね、

公道に面している参観とかあった時に駐輪場にしたりするんですけどね。校舎の前、ここへ遊びに来るんです。このへんでも子どもさん遊んでくれてはりますけども。給食棟を挟んでますから、この保育室からではまったく見えないと、そちらがね。ということがあるんですね。ですから、今ある学童の部屋からは見えますけども、こっち側からは見えない、まったく見えないという状況もありますのでね。よく現場を見て、そして指導員の方の意見なども聞いていただきましてね、現場の管理につきまして、今後行政としても責任をもってやっていっていただきたい。しかもそれが指導員のみ押し付けるような感じということにならないように、より良い管理方法、子どもの安全確保というものを町として責任をもってね、こういう建て方になるのであればやっぱり慎重にやっていっていただきたいということをお願いしておきます。

他によろしいでしょうか。

(な し)

委員長 他にないようですので、続きまして（９）第４期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画について、報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、第４期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画についてご説明いたします。まず始めに概要について説明させていただきます。

介護保険事業計画につきましては、介護保険法第１１７条に基づき、介護制度の円滑な運営と介護や予防に係る支援が必要な高齢者に対するサービスの提供体制の計画的な整備を図ることを目的として策定し、次に、高齢者福祉計画につきましては、老人福祉法第２０条の８に基づきまして、介護の必要の有無に関係なく、すべての高齢者が住み慣れた家庭・地域において、暮らしや健康に必要な支援の供給体制を整備することを目的として策定しております。また計画期間につきましては、平成２１年度から平成２３年度までの３年間を計画期間としております。

なお、本計画は、住民代表、関係機関代表及び識見者の８人で構成さ

れる介護保険運営協議会において、5回のご審議を重ねた上で、最終策定されたものでございます。

それでは、目次によりまして概略であります但説明させていただきます。表紙をめくっていただきまして1枚目に目次がございます、よろしくお願いたします。まず、第1章、計画策定の趣旨では、計画の背景、位置づけ、計画期間について記載しております。次に第2章、斑鳩町の現況では、高齢化率の推移、介護保険の被保険者、要介護認定者数の推移など斑鳩町の現況及び今後の見込みについてまとめております。次に第3章、老人保健・福祉サービス等の現状では、基本健康診査、訪問指導等の「老人保健事業」、配食サービス、運動機能向上事業などの「地域支援事業」、敬老会の開催などの「敬老事業」等のそれぞれの事業内容及び過去5年間の実績について記載しております。次に第4章、介護保険サービスの利用状況でございます。第3期における介護保険のサービス別の利用状況の実績及び分析結果を記載しております。次に第5章、高齢者の介護と福祉に関する今後の課題といたしまして、要支援・要介護認定者を除いた在宅の65歳以上の高齢者を対象に、平成20年8月に行いましたアンケートの結果概要と、斑鳩町における高齢者の介護と福祉に関する今後の課題を整理しております。次に第6章、基本理念と施策の大綱として、今後、国民の4人に1人が高齢者になると予測され、高齢者社会の転換期とも考えられる平成27年を目指し、第3期計画時に掲げた基本理念「すべての住民が、すこやかで、いきいきとした生涯を送ることができるまちづくり」を継続して掲げ、その計画推進の柱となる7つの「基本目標」の説明とその重点課題について記載しております。次に第7章、分野別基本計画として、疾病予防や介護予防など分野別に目標を掲げております。次に第8章、介護保険サービスの見込み量の設定では、介護保険のサービスの利用者数及びサービス見込量の推計を各事業別にまとめております。最後に第9章では、この計画の推進体制について記載しております。

本計画の概略につきましては以上のとおりでございますけれども、本日は目次に基づき、簡単に説明をさせていただきましたので、後ほど、

お目を通していただきましたらと思います。以上、簡単ではございますが、「第4期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の策定についてのご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたところで、皆様方から質疑、ご意見をお受けする前に休憩をとりたいと思います。

(休 憩 午後3時26分)

(再 開 午後3時45分)

委員長 それでは再開をさせていただきます。

休憩前に第4期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画についての報告をしていただきましたが、これにつきましても本日結構分厚い冊子を委員皆さんのお手元に配られたというような状況の中での報告でございますので、なかなか今すぐというのは難しいのかもわかりませんが、ただこの間でお気づきになった点などがございましたら質疑、ご意見などをお受けいたしますので、どうぞおっしゃっていただいたら結構かと思います。 吉野委員。

吉野委員 11ページに高齢者の状況というところがございます。12ページには65歳以上の高齢者の1人世帯あるいは高齢夫婦のみの世帯とありますが、これを見るとなるほどっていうか、そこで感心してはいませんが、自分自身の地域と比べてという感じで身につまされるっていうか、この会場に私と同じ位の方っていったら副町長おそらくお幸せにお暮らしのことでしょうけど。例えば私どもなんかは2人暮らしでありまして、そうしますと2人でも4人でも5人でも高齢者っていうのは同じ状況におかれまして、昼間は子どもが3人いても仕事に行っていると。そしていつも高齢者は家に1人いる、あるいは2人いるっていう状況があります。これからどんどんそういう高齢者が増えていくわけで、そうしますと15ページ見ると奈良県と斑鳩町の数字がまったくとって

いぐらい同じような数字が並んでいます。それももちろん斑鳩町は奈良県ですからそうなんですけども。高齢者問題っていうのはその立場になってみると大変な、これが一番の問題にもしかしたらなるのではないかなと思っております。前回の委員会でも言いましたとおり、私の近隣の方が倒れて1人は後遺症もなく助かったと、そういう例がまたつい最近も起きまして、子どもさんがいても昼間は仕事に行っていると。いつも1人の場合に緊急事態が起きた時にどうすればいいのかという問題が出てくると思うんです。緊急通報装置について31ページにありますけども、斑鳩町は平成19年度は83、で、新たに増えた数が7になりますね。こないだから病院などでお医者さんにいろいろ聞いてますけども、倒れる方、あるいは緊急の例えば脳溢血、脳梗塞などで倒れる人っていうのは、予測してない人の方が多いと、こういう話でした。なるほどそうだなと、私の近くで起きている例もその通りでして、予測しない人が倒れる。しかも数秒の内に言葉もきけなくなる、体も動かなくなる。そういう状況の場合にこの緊急通報装置っていうのは大変有効な手段じゃないかと思えます。当然倒れた場合に電話に手を伸ばそうとしても足腰が利かなくなって手をつこうとしても手の力がなくて倒れてしまう。こういう例が2例ありました。私、次予告しておくんですけど、6月議会では高齢者問題について質問させていただきたいと思ひまして、いろんな自治体に問い合わせたりして勉強しておりますので、また1つよろしくお願ひいたします。ただ今の状況も平成19年度緊急通報装置、斑鳩町では83名ということで、これについてほとんど知らないんですよ、高齢者は。私地域の方たちに、一人暮らしの方に聞きましたら知らないって言うわけですよ。確かにこういういい制度ができていても実際に必要な人が知らないっていうことはどういうことだろうなど。広報の弱さっていうか、もうちょっと斑鳩町としてもこれからどんどん増えていくわけですから、人に知らせるっていう方法、あとはその本人さんたちが判断するっていうところまでは、最終的な責任は個人になると思ひますけれども。斑鳩町としてはまず皆さんに知らせるっていうことについて十分に気を配っていただいたいなと思ひます。そのへん、いかがなもんです

か、広報の必要性。

住民生活 この緊急通報装置につきましては、現在は民生児童委員さんなどを通じて必要ならば申し込みをいただいておりますという状況でございますが、吉野委員がおっしゃいますように、通報装置も大変重要だと考えておりますので、今後は広報等でも周知をしていきたいとこのように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 他になにか。 飯高委員。

飯高委員 中身の内容、たくさんボリュームがありまして、なかなか今後中身を勉強してまたお尋ねしたい部分があるんですけども。とりあえずは介護住宅改修についてなんですけども、この資料を見ますと、47ページですね、平成18、19、20ということで事業量が増えております。1年前の6月定例会におきまして、この介護住宅改修の受領委任払制度について私一般質問させていただきまして、支払いすることについて多くの負担がかかるということから受領委任払制度をしたらどうかということで、理事者のほうからの回答は、その時は介護保険の運営協議会の中で審議をするということで回答するというものであったんですけども、どのようになっているかちょっとお聞きしたいと思います。

住民生活 そのことにつきましては、介護保険運営協議会の中でお話をさせていただきまして、今後、受領委任払制度導入については導入してはどうかというご提案もいただきました。今現在その要綱について検討をしている段階でございますので、今後、受領委任払制度の導入に向けて取り組んでいきたいと思っております。

飯高委員 そういう方向でよろしくお願いいたします。それとですね、介護でいろいろとご家族が苦勞される面が多々あるんですけども、その中でも本人が認知症になられましてですね、なかなか外に出る機会が少なくて、

逆にとじこもり家族というのが増えてきているように思います。そういうところからこういった介護に対する情報に対しての利用が少ない、情報を収集する機会が少ないというか、閉じこもりの状態なんで。そういう状況下の中であって、やはりそういう人に対してはより公的なサービスが受けられる情報を、逆に積極的にその方に情報提供をする必要があるんじゃないかということを思うんです。認知症になられてそれを介護される方というのは、よく新聞またニュース等で大きな事件になって社会問題化されますから、そういう面においてはやはり認知症を持たれる方の介護についてどういうふうを考えられておられるのかということを含めでお尋ねしたいと思います。

住民生活
部長

この認知症につきましては介護保険の認定においてもかなり遅れているというふうに報告されているところでございます。この認知症につきましては、まずは介護認定の関係で介護支援、地域包括支援センターに、認知症の方であればご相談いただくということも一つでございますし、また小地域福祉会におきまして地域の方の見回り、また閉じこもりをなくすために、小地域福祉会への中へ参加をしていくといったこととしていただきまして、できるだけ認知症の予防といいますか、進まない手だてを講じていただけたらと、このように考えているところでございますので、また地域の方に認知症の状況等につきましても、周知をしていきたいとこのように思っております。

委員長

他になにかお尋ねになりたいことやご意見などございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

きょう手元に配られたただけですので、また委員それぞれこの冊子につきましてもお読みいただきまして、またご認識いただき、さらにより良い意見などございましたらどんどん委員会の中でもご協議いただきたい

なというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

では、以上で9番目を終らせていただきます。

続きまして、(10)国民健康保険税の減免範囲等について、報告を求めます。植村国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、国民健康保険税の減免範囲等についてご説明申し上げます。国民健康保険税の減免につきましては、3月議会におきまして改正をしていただきまして、その対象を拡大したところでございます。その具体的な運用に係る適用範囲等について、案をまとめましたのでご説明いたしたいと思います。今回新たに加わりました、条例第23条の第3号から第5号の適用範囲等を定めるほか、これまで減免適用しておりましたその他の事由につきましても、これを機会に明文化したものでございます。ご承知のように国民健康保険税の減免といいますのは、本来負担していただくべき税額に対しまして、特別な理由があるため、税額の全部を減額する、あるいは一部を減額することで、納税いただくものであり、いわば救済的な性格を有しているものでございます。また低所得世帯には、均等割額、平等割額につきまして、法定減額、いわゆる7割、5割、2割減額が行われておりまして、これらとの整合性を図る必要があるものと考えているところでございます。これらのことを踏まえまして、適用の範囲等の案を策定したものでございます。それでは資料8をご覧くださいと思います。

適用条例の条文ごとに、その適用範囲、適用期間、減免割合等を記させていただきます。まず条例第23条第1号から第5号に該当する場合ということでございます。第1号につきましては災害に係ります減免の規定でございます。適用の範囲につきましては震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合ということで規定をさせていただいております。なお補償金、補填金などを受けた場合にはそれを除くということでございます。適用範囲の被災の程度によりまして、3つに区分いたしましてそれぞれ減免割合を定めているところでございます。住居の全壊、

全焼、流失などもっとも多くの損害が多い場合には減免割合は、保険税、国民健康保険税全体の10分の10を減免する、いわゆる免除するということとございます。また住居の半壊、半焼、床上浸水の場合には保険税の10分の7を減免する、また一部損壊、家財のおおむね3分の1の損害につきましては保険税の10分の3を減免すると規定いたしたところとございます。なお減免期間につきましては被災月を含めて12ヶ月といたしているところとございます。

次に第2号でございますが、これは生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合とございまして、適用の範囲は生活扶助を受給している際に国民健康保険税の納期限がある場合ということとございます。当該該当期間中の国民健康保険税については10分の10の減免、いわゆる免除ということとございます。次に3号から5号でございます。まず3号でございますが、これは心身に重大な損害を受けたり、あるいは長期入院したことなどで生活が困難になった方とございます。その適用範囲でございますが、まず障害者につきましては1級から3級の身体障害者手帳、療育手帳を交付された場合、もしくは精神通院医療を受けることができることと認められた場合と規定をいたしております。また長期間の入院につきましては医療保険を適用して病院、診療所に90日以上入院した場合、もしくは90日以上入院すると見込まれる場合の規定をいたしたところとございます。第4号につきましては、事業や業務の休廃止、あるいは失業などで生活が困難になったという方が対象とございます。その適用範囲につきましては経済状況等からやむを得ず休廃止した場合、もしくは事業に損失があった場合、または倒産やリストラもしくは解雇等、本人の意思に反して失業した場合と規定をいたしております。自らの意思による休廃業や自己退職、契約満期による離職、あるいは自己の責めに起因する解雇、免職などは除くというふうに規定をしております。次に第5号でございますが、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作で生活が著しく困難になった場合であります。適用範囲につきましては広範囲の天災により農作物が不作になったこと等で農業収入等が著しく減少した場合とございまして、主として生計の中心が農業等によ

る収入である場合に限ると規定をいたしております。これら3号から5号に共通する適用範囲といたしまして、その右側に記載しておりますけれども国民健康保険の納税義務者および被保険者に係る前年の所得の合計が250万円以下であって事由発生以後の年間所得が2分の1以上減少すると見込まれる場合ということで一定の所得制限を設けさせていただいたところでございます。なお、これにつきましても雇用保険、補償金、補填金その他の給付を受けられる場合と、条例第21条各号、これは法定減額のことでございますが、法定減額を適用された場合は減免を行わないという規定でございます。減免の期間につきましては事由が発生した日を含む月から当該年度末日まで、あるいは資力の回復が見込まれない場合には次年度の末までということでございます。減免の割合は所得割額の10分の4というふうに規定をさせていただきました。

次に下段の2番の表でございます。これは条例第23条第6号に該当する場合ということで、事業所などの社会保険、いわゆる被用者保険の被保険者が後期高齢者医療に移行してその扶養家族が国保に加入していた場合を規定しております。その方が65歳以上であった場合に限りまして、減免期間2年間におきまして、減免割合等に定める1から3の減免を行うということで、これはすでに昨年から実施をしておるところでございます。減免割合の内容につきましてはその新たに入られる期間、当該被保険者の所得割額と資産割額については10分の10減免、いわゆる免除でございます。2番と3番につきましてはその被保険者にかかります均等割と平等割額について法定減額を含めて半額にする、10分の5減免するという内容でございます。この第6号に関しましては後期高齢者医療制度導入に合わせて新たに設けられた減免であり、ほぼ名目的に統一された運用がなされているもので、本町もすでにこの取り扱いを行っているものを、今回、この基準に、策定に合わせて明文化をさせていただくというものでございます

以上、簡単ではございますけれども、国民健康保険税の減免の適用範囲、期間減免割合等についての取りまとめについてご説明させていただきました。今、説明させていただきました内容で国民健康保険税の減免の取

り扱いを行ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがございましたら、お受けいたしますがいかがでしょうか。

(な し)

委員長 ございませんでしょうか。すいません、一つだけ私確認させていただいたんですが。ここでね、休廃業とか介護とか問題があるんで、ちょっとお尋ねしたいんですけど。一旦退職して国保に加入したけれども再度就職できる場所があったと、まあ臨時でも何にしろ、健康保険の取り扱いしてもらえるところへたまたま行っただと。その期間2ヶ月半やったら2ヶ月半の間は国保にはいっていたけれども、2ヶ月半たった時にそういうふうにもた勤めることができた。そっちの健康保険入ったという場合ですね。その時の保険料は国保って年税額で来てますけども、完全な日割り計算でその掛け期間っていうのを算出してんかどうかっていうのがね、ちょっと細かいところやけれども、私の認識の中に月額で決めてるところやったら、月を日割りにしたらいいんやろうなというふうには思うんですが。健康保険ってどんなふうになってたんかなって思って、これ読んでる時にふっと思ったもんですから、基本的に国保の場合にはどんなふうに計算されるのかだけ確認させてください。

植村国保医療課長。

国保医療課長 国民健康保険税は月割でございませう。基本的には社会保険と国民健康保険との引継をされる場合、基本的にはその月の1番最後の日に、加入している健康保険でその月の保険料を払うというふうに規定してあります。

委員長 他に皆さんの方でございませうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして（11）新型インフルエンザへの対応について、報告を求めたいと思います。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 それでは新型インフルエンザへの対応について、報告をさせていただきますと思います。4月27日、世界保健機構が継続的に人から人への感染がみられる状態になったとしてフェーズ4を宣言し、翌日、日本においても厚生労働大臣の記者会見がありました。本町といたしましても、4月28日に新型インフルエンザに関する連絡調整会議を開き、対策本部の設置及び今後の対応について協議を行ったところでございます。4月30日にはフェーズ5に引き上げられたことから、同日、別紙資料9で示させていただきます「斑鳩町新型インフルエンザ対策本部設置要綱」に基づきまして、町長を本部長とする「斑鳩町新型インフルエンザ対策本部」を設置し、対応策について協議を行いました。まず、国・県・町の相談窓口の案内や日常生活でできる予防等につきましてポスターとチラシを作成し、4月30日からチラシをポスティングにより各戸配布を行いました。またポスターとチラシを役場等の公共施設や幼稚園、保育園、小・中学校等に配布いたしまして、啓発、周知に努めたところであります。またフェーズ5に対する備蓄品といたしまして、マスク、使い捨てゴム手袋、防護服、消毒液等の確保に努め、消毒用の石鹼液は、幼稚園・保育園・小・中学校・役場等公共施設に配布をいたしました。

電話相談につきましては、5月2日に住民の方から役場に3件の電話の問い合わせがありましたが、県と国の相談窓口を紹介させていただいたところでございます。県への相談は、4月26日月曜日の開設から5月12日火曜日の午後4時までの相談件数につきましては528件となっております。なお、県の相談窓口は当初午前9時から午後9時まででしたが、5月7日から24時間体制で対応をしているところでございます。

今のところ、カナダに留学していた高校生3人と先生1人に、新型インフルエンザが確認されており、さらにアメリカから成田経由で四川省に到着後中国の30歳男性が新型インフルエンザに感染し、同便に搭乗していた111人が日本国内に入国したとのこととあります。こうした状況の中、今後、新型インフルエンザが町に発生した場合、または発生のおそれがある場合において、その対策について情報の共有等を通じて関係機関の連携を強化し、必要な対策が講じられるよう医師会、自治連合会等各種団体を構成メンバーとする「斑鳩町新型インフルエンザ対策連絡会議の設置」につきましても検討をしているところでございます。

毎日、刻一刻と状況が変わるなか、町内に感染者が出たときには「奈良県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づきまして行動することとしており、迅速・的確な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、県と連携を密にし、対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、この新型インフルエンザの備蓄品と人件費につきましては、一般会計の予備費を充用させていただいて対応していくところでございます。以上でございます。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたしますがいかがでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 今、新型インフルエンザが大きな社会問題になっているわけですがけれども、全世界では現在死者が65人。きょうテレビでも見ましたがそういう風に報道されてました。中国、アメリカ、またはヨーロッパのベルギーにまで至っているということで、これからどういう形で広まっていくのかというのがちょっと心配されるんですけども。チラシの中でお問い合わせ、斑鳩町の保健センターまたは役場ということで何人の方がどういった内容でお問い合わせがあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

健康対策 町にかかってきた電話のご相談の内容でございますけれども、家族の

課長 方が今海外に行っておるけども、帰ってきて熱が出た場合はどういうふうにしたらいいのかというお問い合わせなどがありました。それにつきましては県の相談の窓口を紹介させていただいて、対応をさせていただいたところでございます。県の相談の件数につきましては、4月26日に県は相談窓口を開設しておりますので、そこで5月12日の4時までで528件の相談となっております。発熱に関する事、あるいはまた豚肉の安全性、海外から帰国した人の。町は3人でございます、そういった相談があったということです。

飯高委員 海外へ行くというのは、海外渡航で仕事等で行かれる場合もでございます。そういった時に斑鳩町在住での会社の方が海外へ行かれるという、また帰ってこられた、その状況というかそれは町としてはそういう状況をつかめるような状況になってるんか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

健康対策
課長 町のほうではそういった方の把握はできておりません。ただ、もし海外から帰ってこられて、熱があった場合は、県のほうに相談がありますので、県のほうから連絡がありまして、それに基づきまして行動をさせていただくと考えております。

委員長 他になにかございますか。吉野委員。

吉野委員 奈良新聞の5月12日付けの「県が現状報告」という記事がありまして、県・市町村長サミットで現状報告がなされたということが載っておりますが、斑鳩町からはどなたかが出席されて、報告されてるような内容があるんでしょうか。

副町長 私が町長の代理として出席をさせていただきました。その時に新型コロナウイルスについての現状と対応について説明を受けたところでございます。

委員長 他に、これにつきまして何かございますか。

(な し)

委員長 そうしましたらないようですので、続きまして次の12点目に移らせていただきます。いかるがの里クリーンキャンペーンについて、報告を求めます。栗本環境対策課長。

環境対策
課長 すでに、委員の皆様にもご案内を差し上げております。来たる5月30日に開催を予定しております「いかるがの里クリーンキャンペーン」について、ご説明をさせていただきます。まず、事業の概要でございます。この「いかるがの里クリーンキャンペーン」は、毎年、町内を6コースに分けて、参加者の皆様によりまして清掃活動を実施をいたしておりましたが、自治会役員あるいは各種団体の方を中心とした事業でありましたことから、今年度はご家族単位でも気軽にご参加いただけますように、各ご家庭を出発点といたしまして、思い思いのコースを清掃していただきながらゴール地点を目指していただき、ゴール地点であります斑鳩小学校の運動場におきまして、子どもから大人まで楽しみながら学べる環境イベントを実施し、町民が一同に集い環境問題への意識の向上やあるいは美化意識、連帯意識の醸成を図る機会になるようなキャンペーンへと趣向を新たにしております。

このようにキャンペーンの方法を変更することによりまして、自宅から散策を兼ねて自由な清掃ルートを設定できる。あるいは自治会や子ども会、PTAなどの団体では、日ごろからごみのポイ捨てが気なる場所、通学路の清掃など場所を重点的に決め清掃活動を行うことができるなど、住民の方々が主体的にルートや清掃場所を設定することで、より効果的な事業になるのではないかと期待をしているところでございます。

次に具体的な方法でございますが、これまでは集合場所に集まっていたりまして、ごみ袋等の配布を行ってございましたが、今年度は、それぞ

れ各ご家庭が出発点ということもございまして、委員の皆様の案内状にもごみ袋が同封されていたと存じますが、参加の協力をお願いしております自治会、各種団体等には事前にごみ袋をお渡しをさせていただいているところでもあります。また、今回の事業は、昨年子ども模擬議会で子どもも楽しみながら参加できるクリーンキャンペーンあり方への提案を反映させていただいたものでもございまして、小・中学校にも協力をお願いいたしましてチラシを配布するとともに、参加を希望される児童・生徒にも事前に学校を通じてごみ袋の配布を行う予定でございます。また一般のご家族につきましては、キャンペーンの前日まで斑鳩町役場、中央・東・西公民館の窓口でごみ袋の配布をすでに行っているところがございます。

次に、当日の清掃活動によりますごみの集積場所でございます。これまでは、コース上の邪魔のならないところにごみを集積をしていただいておりますけれども、今回は、町内全てがコースということになりますので町内56ヶ所の中継所を設けまして、そちらに拾っていただいたごみを集積することとしております。なお町内56ヶ所の中継所には、それぞれ職員が配置をいたしまして、新しいごみ袋の交換あるいは大型ごみ等の不法投棄の情報収集、その他さまざまな場合に対応してまいる考えでございます。

次に、ゴール地点での環境イベントの概要でございます。環境イベントにつきましては午前9時30分から予定しております、今年度から化石燃料の代替燃料といたしまして、一部試験的にごみ収集車におきまして活用いたします、バイオディーゼル燃料につきましては、住民の皆様方に周知する意味も込めまして、その出発式を行う予定でございます。

また、当町が資源化处理を委託しております委託業者やNPO、その他関係機関によります環境関連の展示や子ども向けのゲーム、あるいは啓発物品の配布等々のイベントをお昼まで実施する予定にしているところがございます。各環境イベントの各ブースともに趣向を凝らしたものとなってございまして、子どもから大人まで誰もが楽しみながら参加できるキャンペーンとなっておりますので、委員の皆様におかれましても

ご家族あるいはお知り合いの方など、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、「いかるがの里クリーンキャンペーン」実施の説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 新たな試みのようで、私も是非参加させていただきたいなと思っておりましたところ、同じく5月12日の奈良新聞に三室病院が健康フェスティバルっていう病院内で行われる、それを新型インフルエンザの問題もあって中止しましたとこういう記事が載っております。これ1週間前に中止を発表したわけですが。私はときどき三室病院に行くんですけども、ロビーコンサートをやると、それを私が楽しみにしてどういう状況なのか、出演者はどうなのかとか話に行ったところが、ロビーコンサートも中止するんだと。病院っていうところは来院する方もたくさん来られるところですから、そういう意味で三室病院としてはこれを中止したんだと。ただし行政関係のそれに関しては、それはもちろん言えないし、わからないと、そういう話でした。国とか県とかで不特定多数が集まるような行事は中止したほうがいいんじゃないか、というような話は県のほうからはきているんでしょうか、斑鳩町に。例えばこのフェスタの人数は参加予定人数は3,000人となっています。不特定多数の人が3,000人、しかもごみを拾って小学校の校庭に集まるっていうのは、ちょっと考えたらやっぱりもしかしたらもうちょっとこの関係が落ち着いてから開催したほうがベターじゃないかなと思うんですけども。この点に関して県のほうから何かお話がありましたでしょうか。

住民生活 5月12日に国のほうでですね。新型インフルエンザの感染者が国内
部長 で確認された際の対策の原案がまとめられております。この原案におきましてはすでに策定されております行動計画に盛り込まれている、集会

やスポーツ大会の自粛要請は主催者に対し、開催の必要性を改めて検討するように要請すると、こういうだけで自粛を強要するとかそういった内容ではなく、大幅に緩和をされた内容であります。またそれ以外に不要不急の外出の自粛要請も盛り込まれておらず、また手洗い、マスクの着用、うがい等の呼びかけはするといった内容にまでまとめられていることから、このいかるがの里クリーンキャンペーンにつきまは、今の状況では実施をしていきたい、今後、弾力的に対応していかなければならない部分もあるとは思いますが、現時点では開催する予定で考えております。

吉野委員　ひとつ慎重に考えていただきたいと思います。今風邪が大変はやっております、例のインフルエンザではないんですけども、三室病院でも風邪の患者が多いと聞いております。そういう動きもありまして、また中止などの場合などはなるべく早く自治会を通じて知らせていただいたほうがいいかなと思います。一般の家庭から、すぐそこから出発すると書いておりますけれども、自治会単位としては役員に出動要請がきておまして、人員分けというか、そういうこともありますので、また当日、土日でも出勤するという方は結構いまして、時間までに帰れるだろうかと気にする方もおりますのでだいたい、例えばですよ中止をするとしたら何日ぐらい前に知らせてくださるんでしょうかね。

住民生活部長　三室病院の健康フェスティバルにつきましては実施の1週間前に決定をされたようでございますけれども、仮に当町としては今のところ中止をしないということで考えておりますが、もし中止をするとなりましたら当日よりは2, 3日前、もしくは前日、1日、2日前ぐらいになるかと思っております。その際には周知が図れるように対応するよう考えております。

委員長　他になにかございませんか。　西谷委員。

西谷委員　私は以前から斑鳩の里クリーンキャンペーンについて、ごみ拾いだけ

やなくて草刈りも同時にしたらええんちゃうかと提案していたんですが、そういうことは今回の中には入ってないんですけども。自分自身です、三代川の愛護会の草刈りやって、草刈りっていうのは自分でも一応農業者のはしくれですから、のり面で草刈りやってその後ずっと4, 5日腰がおかしくなったんです。草刈りを簡単に考えてあんなにけど、実際に自分が普段やっている行動、あるいは単に平面の草を刈っているっていうのとのり面を刈るっていうのは非常に体力的にもしんどい作業やったし、自分が体験して初めてそういうのわかった。やっぱりそういうクリーンキャンペーンそれこそ、普段できないようなところ、是非ともこういう機会を通じて、河川の草刈りも一緒にやったらどうかなっていうのが私は常々思ってるんですけど、そのへんについて今回のクリーンキャンペーンにはまったくそういうのが入れられてないんですけど、そのへんについて教えてくださいか

住民生活
部長

今回の「いかるがの里クリーンキャンペーン」は先ほど課長も申しましたように、今年度はご家族単位で気軽に参加していただけるように、そして子ども模擬議会の提案もあった中で子どもさんも楽しみながら参加できるクリーンキャンペーンを目指しているものでございます。草刈りにつきましては職員によるボランティア清掃の中で5月10日にも、若草橋周辺、三代川の草刈りを行いましたし、また自治会にも、本来、地域の草刈りにつきましては自治会で刈っていただくようにも考えております。その草刈った部分の処分につきましては、町も協力をしていきたいと考えておりますので、今回につきましてはそういうクリーンキャンペーンの趣旨をご理解いただきまして、ご家族で参加をしていただくと、子どもさんも参加していただけるイベントということでご理解を賜りたいと思います。

西谷委員

いや、地域の自治会、確かに農業とかしはところについてはそういったこともわかるんですけども。何べんも言いますけどね、県の河川で、実際に傍で迷惑を被っている方がいてはって、それで町の環境条例の中

では当然、宅地についてもそういう草が伸び放題やったら周辺に迷惑かかりますからいうて町が指導して、催促している中で、なぜその町が県のほうへ指導して、斑鳩町の県民の方がそれで迷惑かかってんのにそういう対処がでけへん、町が仮にでけへんとしたら、県に対してでけへんのやったら、町が責任を持ってすべきではないかと素朴に思うんやけど、なぜそのへんができないんですかね。

住民生活 県の河川につきましては、やはりその管理すべき県が刈っていただく
部長 というのが第一義的でございます。町のほうとしましては県の方へ要請をしていく。ただ、県の方では昨年度予算の関係で刈る回数が減ったと聞いておりますけども、それについては町もまた回数を増やしてほしいという要望もしておりますし、今後もその要望をしてまいりたいと考えております。また昨年も地元で県の河川の河川敷を町の職員が出まして草を刈った経緯もありますけども、どうしても草が伸びて迷惑がかかるという場合であれば町の職員のボランティア清掃等も考えまして、その土地を刈っていくというのも考えたいと思います。

西谷委員 今回の確認しときたいんですけど。そうしたら県は1回しか予算でなかって、そして地元で迷惑がかかるという場合には町の職員が責任持つという、そういう解釈でいいんですか。

町 長 西谷委員はそういう解釈ですけども、我々はやっぱりこういう河川とかそういうものについては、やはり三代川でも三代川愛護会っていう皆さん方がやはりリーダーの方々が努力をされているわけです。その中で皆さん方が草が生えてきたやないかとなったら皆様方が出ていただいて、すごく早く草を刈っていこうということでやっていただいている。また今、西谷委員がおっしゃっているそういうイツボ川の問題についてもやはりそういうことについては県に言ってるわけです。県はできるだけ努力をしていただく中で、できなかった部分については去年6月の1日かにはですね、クリーンキャンペーンっていう中でうちの町の職員が草

を刈ったわけです。必ずしも町の職員が出て行って草を刈るっていうんじゃないしに、やっぱりそういうことは我々は、担当の方が結局その自治会に申し入れしているわけです。草を刈らなくても自治会としては出てくださいますよと、出てきて町の職員といえども、そういうこともやっぱりちゃんと確認していかんと、仮に前の1軒の民家の方が自分で草刈ってはるわけです、きれいに。そういうふうなことを十二分に整理をしていかんとですね、県がやらなかったからそれは町がやるんだというんじゃないしに、やっぱり見ててもこれをすべて自治会から言われてですね、もう見てたかで見苦しいという中でここを切るということは不可能な話ですから。やっぱり自治会の方とも相談申し上げて、自治会としても何人か出ていただいて努力して、草を刈っていきましょという愛護の精神をもっていかなかったらなかなかこれはできないと思います。今の藤ノ木古墳でもそうなんですけども、立派な藤ノ木古墳の全景はできたけれども、草を必ず刈らないかんということで、こないだもあるボランティアの方がですね、我々自主的に毎月何日に草を引かせてもらいますということで、十何人の団体がですね、名乗りをあげていただいたり、あるいは西里の老人会、あるいは子ども会が草を引きましょうということで、努力をいただいています。そういうことをやっぱりしていただかなかつたら、一時、東屋できた西里のところの公園でも、結局シルバー人材に頼んでということで、西里の方々がこうして立派な公園をつくってもらったんやから、やっぱり我々がそれを守っていかなあかんということで、我々老人会でも1月に1回か2回出て草刈りましょうという努力をいただいているわけです。そういうことでお互いにそういう接点を見つけていかなかったら、ただもう誰が草を刈ったらええのという議論よりも、やっぱり皆が地域をきれいにしていこうという気持ちがなかつたら、斑鳩町全体はよくなるらない、と私は思ってますし、三代川愛護会で会長さんがおっしゃったようにやはりマツバギクを植えて結果的に草に負けてしまった、あるいはアジサイもうまくいかなかったと。ヒラドツツジは今きれいに咲いておりますという話もされていたようにですね、そういう気持ちをやっぱりみんなが、そして皆さん方が集まってきてですね、

あれも結局各自治会の担当の自治会の方が何人か出てくださいよと、そこへまた役場のボランティアと5月9日に一緒にやりましょうということで、なっておりますし。そういうことも踏まえてですね、お互いにそういう力を貸せることは貸して、努力をして、やっぱり斑鳩町の町内ですから、自分の町は自分で守っていかなければどうにもできませんし、そういう努力をすることが一番大事だと思います。

西谷委員 それは確かにボランティアではあることについては、三代川愛護会のああいう意思があって、されているというのはそれはそれで大事なことやと思うんですけども。基本としてですよ、町が斑鳩町の環境について条例を決めて、そしてやっている中では、その辺やっぱりそれに基づいた処理っていうのは当然やっていかなあかんのんちゃうん。その辺のところはボランティアではあるからこうしてもらうんだではなくて、本来その土地の所有者、あるいは管理している人間が、自分の所有あるいは管理している土地をちゃんと草刈りして管理するっていうのはこれは基本や。そういう部分で、必要としたらですよ、例えば民間の土地の所有者が草をボーボーにしてはって、そして草刈りしてください、いやうち今金がないから、そんなんは通らへんと思うんです。だからそういうスタイルが、もうちょっとやっぱり町として県の方へ対処をしていってほしいなということを申し上げておきます。全然、話は合いませんねんけどね。

副町長 実は5月7日にですね、私と部長、課長ら5名で、土木事務所に談判に行ってまいりました。そのときに、服部川の草刈り、また竜田川の草についても要望いたしました。県が管理している以上、県がきちっとした内容で処理すべきやということでございます。県がしなかったら町がしやなんぞという意見がありますねんと。けど町は管理してない限りは県がせなあかんということをきつく申し入れしてまいりました。そういうことから土木所長につきましてはできるだけ家屋が接近しているところについてはうちとかが管理していく、ということは実行できるかどうか

かは別として、そういう答えをいただいてまいりました。

西谷委員 それはわかりました。それと、たまたまこないだ愛護会の人と話した中で気付いたんですが、その今は刈った草を置いとくことが非常に悪いみたいな感覚で全部刈った草を竜田公園でも全部集められるんやけども、本来草っていうのは刈った草をそのまま置いといたら、草が生えることを抑制する性質、昔やったらそういう形でできた部分が、今のやり方っていうのが、わざわざ労力使って刈った草を引き上げて、そしてそれを早く処分するっていうのは、その辺の根本的な部分が間違ってるんちゃうかなと思うんですけども、その辺はどうですかね。

副町長 刈った草をそのまま置いとくとすれば、その草は時間が経つごとに腐ってまいります。そうすれば、堤防に大きな打撃を与えると、私はそう思います。ただ、我々溜池工事をやっておりましたけども、溜池の工事については草は絶対に放置したらあかんということも教えられてきましたし、それは河川でも同じ堤防の扱いだと、このように私は考えます。やはりそういうふうな草については、河川の場合は取り除く、堤防の場合は取り除くということが必要になると思います。農地にね、草をばら撒いてそれを肥料にする、これはいいと思いますども、河川の場合は草をとる、こういうことを前提にしておかなければならない、このように思います。

委員長 他に、このいかるがの里クリーンキャンペーンの報告について質疑ご意見などございますでしょうか。ございませんか、よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、12番目につきましても終らせていただきます。他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。佐藤福祉課長。

福祉課長 1点ございます。例年実施しております一日里親会とふれあいの集いの日程についてでございます。まず、一日里親につきましては、7月29日水曜日で、行き先は神戸市の須磨海浜水族園等で予定をしております。次に、心身障害者（児）ふれあいの集いの方は、8月2日日曜日・3日、月曜日で、行き先につきましては兵庫県を予定しております。また、身体障害者ふれあいの集いの方は、8月27日木曜日で、行き先は三重県方面を予定しております。なお、2つのふれあいの集いの行き先につきましては、行先がはっきりしましたら6月の厚生常任委員会でまた報告させていただきたいと思っております。以上簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 その他の報告としてただ今、日程の確保という意味もありまして、理事者の方から報告をしていただきましたので、委員皆様にはまたこの日程について、スケジュールの方一応お取りいただいております。他にもうよろしいですね。理事者側もね。

(な し)

委員長 それでは以上で、各課報告事項については、終わらせていただきます。ここで会議の延長を行いたいと思います。18時まで延長させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、4. その他について、各委員の皆さんより質疑やご意見などがございましたらお受けしていきたいと思っております。いかがでしょうか。

飯高委員。

飯高委員 以前にも報告があったと思うんですけど、災害時の要援護者のためのリストですね。その後、作成というか調査されて進んでるとは思うんですけども、今の状況についてお聞きしたいと思います。

福祉課長 一応予定といたしましては4月末、5月早々で民生児童委員さんから調査結果をいただきましてそれについて入力していくという形になっておるんですけども、現状から言いますとまだすべてが戻ってきているような形じゃございません。しかしそれを待っていますと時間的に遅れてしまうということで、今現在はきている分について、その新しいデータを入力しているような状況でございます。以上です。

委員長 その他に委員皆さんの方で何かございますでしょうか。

すいません。私のほうから1点。その他でお尋ねしたいんですが。以前からこういう経済状況の中で働きに出られるお母さん方も増えてきているというようなことで、全国的に見て保育所の待機状況がどんどん状況が厳しい状況になってきていると。待機が増えてきているという状況がある中で、斑鳩町ではどんな状況だろうかとお聞きしてましたら、待機児童はないと、ここ何回か続けてないという風にはお聞きしているものの、新年度が始まりましてね、どんな状況になっているのかなど。あわ、たつた、それぞれの定員があると思うんですが、例年と比較して現状どんなふうになってるかなってというのがちょっと気になっておりました、そのところについてはちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが。どうでしょう。 清水福祉課参事。

福祉課参事 待機児童でございますが、保育所定員はたつた保育園は120名、そして、あわは150名でございます。その中で今年度の入所児童はたつた保育園で127名、7名オーバーしております。そして、あわは143名でございます。それと、昨年でございますが、昨年4月1日現在で、たつたが106名、あわが132名そしてもう1年前ですが、19年度ではたつたが108名、あわが139名という状況でございます。今年とは昨年と比べて、たつたが20名程増えているという状況でございます。

委員長 すいません。ということはですね、この数字聞きましたらね、スター

トからすでにたつたなんかはもう人数が結構去年に比べても多いんですけども。これ、今までから斑鳩町でも年度途中でも希望があれば、さっきの国民健康保険やないんですけどね、失業してたり、あれしててもやっぱりちょっとでも早く働きに行きたいということであまりことね、働くところ年度途中でも決まったら行きたいと。行ってもらうについて入所の申し込み途中でも受けていくというようなこと、これまで斑鳩町でもやっていたいていると思うんですけどね。たつたなんかでしたら、この人数で言うともそういうことが可能ではないのかなあと。でも緩和措置の中で定員の何パーセントまでは対応することができるか、そんなんがあったと思うんですけどね。今後の斑鳩町の考え方としては、やはりそういった若い世代の皆さん方の就労支援、子育て支援という意味では、子どもを産んでいただいて、やっぱりそういう経済状況を考えて働きにも行かれるという方たちのために、年度途中でも今後もなんとか受けていけるという体制なのかどうか。定数がこれより増えてきた場合に緩和措置の中で受け入れた時の職員の配置の問題とか、それらについて、きちっと今後も希望に沿って対応していただけるのかどうか、非常に私はここが気になる点なので、お尋ねしておきたいと思うんですが。

小城町長。

町長

今、里川委員長おっしゃるように、こういう関係は、19年、20年のたつた保育園は少なかったんですけども。今回127名ということで。今奈良県下ではですね、斑鳩に住んでいても王寺の黎明保育園の、王寺駅の傍でやっているところにも行きますし、そこにもかなりの方が斑鳩から行ってますし。また逆に郡山から斑鳩へ来ている方は、斑鳩の保育園っていう方も何名かおられます。そういうことを考えますと、途中で仮に増えてもまた減ることもございますから、そういう調整を考えて、またそういう時には対応できるようなことをやっぱりしていかなざるを得ないという気持ちですね、取り組んでまいりたいと思っております。その点については今後とも努力しながらですね、やっていきたいと思っております。

委員長 よろしく願いしておきたいと思います。
他に委員皆さんの方でこの際ですのでその他について何かございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。
よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですのでその他につきましてもこれをもって終わらせていただきます。
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思いますのご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしというお声がありました。ありがとうございます。
それでは、閉会にあたりまして町長のご挨拶をお受けしたいと思えます。
小城町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午後 16 時 51 分 閉会)